



資料 3

リモセン法（仮）への要望事項

2015年4月28日
株式会社アクセルスペース

リモセン法（仮）への要望事項(1)

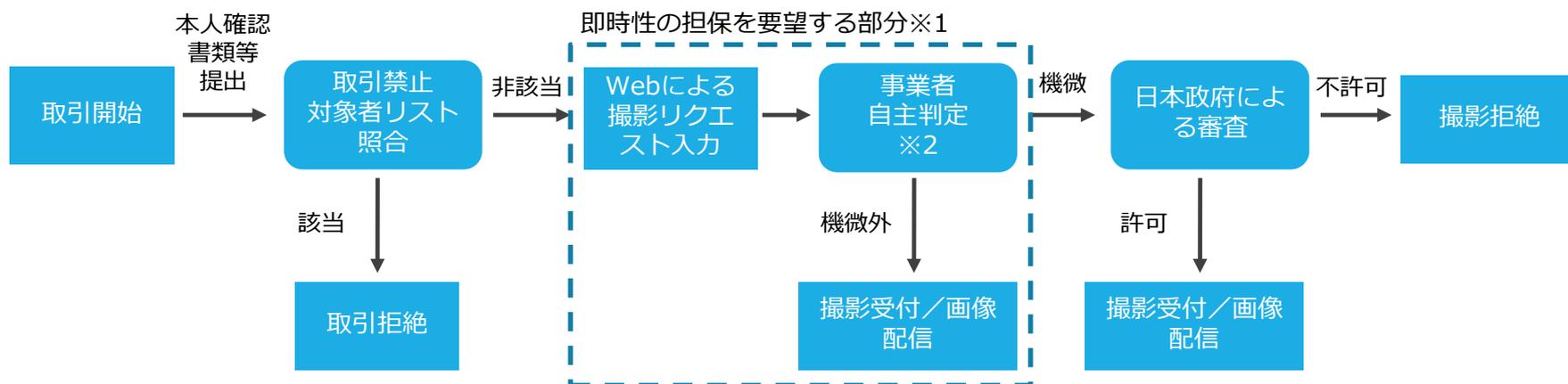
➤ 外資規制への対応

- 外資規制を導入する場合は、あわせて外国人株主比率が一定の割合を超えた場合における当該外国人株主の株主名簿書換拒否・議決権制限等の規定（例：航空法、NTT法、放送法）を導入すべき
 - 上場企業の場合、例えば不特定多数の外国人株主が全体として1/3以上の株式を保有するケースがありうる。（なお現状、リモセン事業は外為法上の届出・審査の対象となる対内直接投資等(27条)には該当しないとの認識。）
 - 上場する以上は株主の選別はできず、外資規制によるリモセン事業許認可の取消リスクが存在すると資本市場を通じた企業の自由な資金調達に悪影響を及ぼすため、合法的に外国人株主の議決権保有を制限する仕組みが必要。
 - 宇宙活動法（仮）に関しても検討が必要か。（但し、IHI、MELCO、MHI、NECは外国人株主比率が軒並み30%を超えており、既存外国人株主の反対が予想される）
 - 参考：Digitalglobeの事例（以下、Digitalglobe Form 10-Kより抜粋）
 - We are obligated under our NOAA licenses to monitor and report increases in foreign ownership of common stock of the Company, and any agreement for ownership of 20% or greater of our common stock is subject to NOAA approval. We are also required to report certain common stock foreign ownership levels to the Defense Security Service and to comply with certain rules and regulations to mitigate foreign influence as part of maintaining our facility security clearances. Our facility security clearance allows us to perform work on U.S. Government classified contracts. A transfer to foreign ownership also could trigger other requirements including filings with, and review by, the Committee on Foreign Investment in the United States pursuant to the Exon-Florio provision. Depending on the country of origin and identity of foreign owners, other restrictions and requirements may also arise.

リモセン法（仮）への要望事項(2)

➤ 機微性審査

- 第一段階の機微性判定はルールベースでの事業者による自主判定方式を希望。第一段階の事業者による自主判定をパスする画像販売に関しては撮影リクエスト受付及び撮影画像の配信の即時性が担保されるようご配慮いただきたい。（下図※1）
- 事業者自主判定ルールの内容（受領者、撮影地域、地上分解能、対象プロダクト等）（下図※2）
 - 前項の内容が担保される場合であっても、ルールが厳しい場合、事業の障害となるため、過剰な規制とならないようご配慮いただきたい。ドイツの機微性審査フローはルールベースで明解であるものの、機微と判定される条件が多く、実質的に政府への審査が必要となるケースが多い可能性。リモートセンシング画像の利用が伸びると予想される発展途上国等への販売にもご配慮いただきたい。
- 審査フローのイメージ



リモセン法（仮）への要望事項(3)

- リモセン法の目的に関して
 - 弊社はITAR(2014/11/10カテゴリーXV改正後)に該当する部品は利用していないため、米国製製品の輸出許可を得やすくしたいという動機は希薄。
- 関係者のセキュリティ審査
 - 外国人を雇用している法人であっても不合理に許認可を拒絶するべきではない。
 - 対応例：外為法上の居住者は認める、当該業務に関わる役職員のみを制限し、製造部門、間接部門は制限しない等
- 立入検査、情報保管義務等
 - 事業者の過度な負担にならない限りは特段コメントはありません。
- 許認可審査に要する期間
 - リモセン事業許認可（個別の画像販売ではない）に関し、輸出許可申請と同等の90日以内程度の審査を希望。また、過度な申請書類の提出が必要ないようご配慮いただきたい。
- その他
 - 対象には静止画だけでなく、動画も含まれるとの理解。